

間違っている税額と市職員の対応について

【ご意見】（令和8年6月26日受付）

令和8年度の固定資産税納税通知書を確認したところ、現況屋根の欄が新築時の材料と異なりました。課税台帳も見せてもらい、登記済み権利証に載っている材料名とも異なっていることを確認しました。また、当時の木造家屋評査・入力表も見たところ、壁と天井の状況も異なっていることが分かりました。当時(30年前)から異なっていたようです。評点の高い仕上げ状況になっていました。とても現場を見て記入したとは思えません。当時はどんな調査方法だったのか。

お話の中で異なっている理由等を色々たくさん聞きました。そして資料を頂いた後には「もうこちらではこれ以上出来ることはありません」と声を大にして言われました。今までの30年間そしてこれからこの家を取り壊すまでの間、間違っているかもしれない税額を払い続けていくのでしょうか。

相談した折は他の用事があり結論には至りませんでした。今後の対応を連絡頂けるようお願いをしてきたつもりですが、その後連絡がありません。

【回答】

ご連絡が遅くなり、申し訳ございません。ご相談の時、ご要望にお応えできる何かしらの解決案が見つかり次第連絡するといたしましたが、ご連絡をいただく形になってしまい大変申し訳ございませんでした。

いただいたご意見の内容について確認、精査し、課税額修正の具体的な手続き、および額について研究のうえ、庁内で結論が出次第あらためて連絡させていただきます。

担当 税務課